

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

第21回理事会 議事要旨

1 決議があったものとみなされた日

2024年12月4日（水）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号提案 事務次長（業務執行理事）の選定について

定款第21条第3項及び第29条第3号の規定により、事務次長について、次のとおり選定すること。

事務次長（業務執行理事）

栗本 尚幸

（元清水建設株式会社コーポレート・コミュニケーション部長）

第2号提案 会長職を代行する事務総長及び事務次長の順序について

定款第13条第1項、第14条、第31条第1項及び第32条第2項に基づき、会長（代表理事）に事故あるとき又は会長（代表理事）が欠けたときは、次に掲げる順序により、事務総長（代表理事）及び事務次長（業務執行理事）が代行すること。

会長職を代行する事務総長及び事務次長の順序

事務総長 河村 正人 2027年国際園芸博覧会協会 代表理事

事務次長 佐藤 速水 2027年国際園芸博覧会協会 業務執行理事

事務次長 小池 政則 2027年国際園芸博覧会協会 業務執行理事

事務次長 千代 光一 2027年国際園芸博覧会協会 業務執行理事

事務次長 栗本 尚幸 2027年国際園芸博覧会協会 業務執行理事

第3号提案 事務次長の職務権限規程の改正について

定款第22条第2項の規定により、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会の事務次長の職務権限規程について改正すること。

第4号提案 理事の利益相反取引の承認について

当協会の理事が締結した協定について承認すること。なお、定款第33条第1項に基づき、特別の利害関係を有する理事は、本提案の決議には加わっていない。また、本提案の承認をもって法令に基づく報告とする。

3 議事の経過及び結果

2024年11月27日、事務総長・代表理事の河村 正人が理事及び監事の全員に対して、第21回理事会の決議の目的である事項について提案した。当該提案につき、第1号提案から第3号提案については理事の全員から、第4号提案については特別利害関係人を除く理事の全員から、それぞれ書面により同意の意思表示を得た。

また、すべての提案につき、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得た。

このため、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第96条（定款第33条第2項）に基づき、理事会の決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。